

## 重要事項説明書 (訪問看護)

### 1 事業所の概要

事業所名	アシスト訪問看護リハビリステーション
所在地	〒851-0133 長崎県長崎市矢上町6-10 小林ビル1階
管理者・連絡先	那須 勇翔 電話：095-832-0780
ステーションコード	01.9058.4
サービス提供地域	長崎市（ただし離島、伊王島を除く）、諫早市（ただし貝津町、多良見町、久山町のみ）

### 2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
部長	全事業所の統括を行います。	1名（常勤）
管理者	業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	6名（常勤） 1名（非常勤）
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	3名（常勤） 2名（非常勤）
作業療法士		1名（常勤） 0名（非常勤）
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションを行います。	0名（常勤） 0名（非常勤）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2名（常勤） 2名（非常勤）

### 3 ステーション営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ※ 年末年始（12/30～1/3）、お盆（8/13～8/15） 土・日・祝はお休みとさせていただきます。	午前9時から午後6時まで

(注) ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※ 緊急時訪問看護加算      利用する      利用しない      (いずれかに○を付けて下さい)

※ 自治体へ情報提供を      了承する      了承しない      (いずれかに○を付けて下さい)

#### 4 サービス内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

#### 5 サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 利用料金は別紙参照

訪問看護指示料：主治医が訪問看護を必要と判断し訪問看護指示書を発行した場合に、訪問看護指示料を医療機関にお支払いいただく必要があります。

（1割負担の場合は300円 2割負担の場合は600円 3割負担の場合は900円）

#### 6 当事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- (2) 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- (3) 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

#### 7 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

#### 8 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	095-832-0780
FAX番号	095-832-0781
担当者	那須 勇翔
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができません。

長崎県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：長崎県長崎市今博多町8-2
	電話番号：095-826-7291
	FAX番号：095-826-1779
	対応時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
長崎市高齢者すこやか支援課	所在地：長崎市魚の町4-1 (11階)
	電話番号：095-829-1146
	FAX番号：095-829-1228

## 9 運営法人の概要

事業者	株式会社アシスト
代表者	立山 雅也
所在地	〒851-0121 長崎市宿町729-1
事業所	アシスト訪問看護リハビリステーション
管理者	那須 勇翔
所在地・連絡先	〒851-0133 長崎県長崎市矢上町6-10 小林ビル1階 TEL：095-832-0780 FAX：095-832-0781

## 10 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じています。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者：管理者 那須 勇翔

## 1.1 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。  
また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.2 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理を含む）

事業所において、感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。